

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 名	令和3年度第1回三芳町空家等対策協議会
開 催 日 時	令和3年10月18日 (月) 13時30分開会 14時20分閉会
開 催 場 所	三芳町役場3階 303会議室
主 宰 者 氏 名	三芳町長 林 伊佐雄
出 席 者 氏 名	西内委員、三瓶委員、須澤委員、矢島委員、 谷内委員、佐藤委員、中川委員、柳井委員、 島田政策推進室長、三澤環境課副課長(代理出席)、 井上都市計画課長
欠 席 者 氏 名	
事 務 局 職 員	【自治安心課】前田課長、伊藤主幹、横山主事
議 題	(1) 今後のスケジュールについて (2) 三芳町空家等対策計画(素案)について (3) 三芳町における空家の現況について
会議結果	・今後のスケジュール及び三芳町空家等対策計画(素案)の提案、 三芳町における空家の現況の報告について承認を受ける。 ※三芳町空家等対策計画(素案)における指摘事項については修正を加える
会議経過	別添のとおり
会議資料	・今後のスケジュール 資料1 ・三芳町空家等対策計画(素案) 資料2 ・三芳町における空家の現況 資料3

発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
事 務 局	<p>(1) 今後のスケジュールについて 【今後のスケジュールの説明】 資料1</p> <p>【質疑応答・意見】 (意見なし)</p>
事 務 局	<p>(2) 三芳町空家等対策計画（素案）について 【三芳町空家等対策計画（素案）の説明】 資料2</p> <p>【質疑応答・意見】</p>
須 澤 委 員	<p>19ページの対象とする空家等の種類について、「空き店舗及びその敷地」の空き店舗とは空家の概念のうちに入るのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>1棟の建物全体に居住や利活用がされていない場合については空家となりますが、何軒も店が入る建物のうち1店舗が空いている状態では、町として空家とはカウントしておりません。</p>
須 澤 委 員	<p>空き家バンクとしての取扱いについても整理したい部分であり、空き店舗では取扱いの範囲外になると考えられる。空家というものは居住用の建築物という前提の中で、町として店舗も空家対策の対象に盛り込んでいくのであれば用語の定義などの中で明記すべきではないか。</p>
事 務 局	<p>店舗であって空家に該当する可能性は十分に考えられる。ここでの「店舗」という言葉がわかりづらいのだと思われるため修正させていただきたい。</p>
須 澤 委 員	<p>そのほうが誤解を生まないためにも良いと思う。</p>
三 瓶 委 員	<p>13ページ以降のアンケート問1の結果についてですが、「居住している」の12件という結果は現地調査では空家と認識したがアンケートを実施した結果、空家でなかったということよろしいでしょうか。</p>
事 務 局	<p>その認識で間違えございません。</p>
谷 内 委 員	<p>空家の用語について、空き店舗や倉庫といったくりよりは建物の一部が空いてしまっているのか、全体が空いてしまっているのかで表記したほうが分かりやすいと思いました。</p> <p>また、全体を通して言えるが、法律上に定義されている「空家等」や「居住」の意味は大事になってくるが本計画の読み手は一般の住民になるためもう少し分かりやすく説明しても良いかと思う。アンケートの回答についても一言で「居住している」といっても入院しているが居住はそこにあるといった捉え方もできるため、アンケートの内容も人によって認識に差異がでない工夫が必要だと思う。</p>

発言者	議題・発言・結果
議 長	用語の定義や表記の仕方については見直しをお願いします。
	他にご意見はございますでしょうか。 (意見なし)
	(3) 三芳町における空家の現況について
事 務 局	【三芳町における空家の現況の説明】 資料3
	【質疑応答・意見】
須 澤 委 員	相談の主な内容についてですが、この中にある防犯上の問題の事例を可能な範囲で具体的に教えていただけますでしょうか。
事 務 局	防犯上の問題があった事例としましては、建物の倉庫部分の扉が施錠されておらず、扉が開いていることが外観から見て取れる案件がございました。このような空家については近隣の住民からも防犯上の不安があるといった指摘をいただいております。
議 長	他にご意見はございますでしょうか。 (意見なし)
議事終了	